

長崎県運転免許試験場広告掲出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長崎県運転免許試験場における広告掲出事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「広告」とは、文字又は画像で表示された印刷物で、長崎県運転免許試験場への広告掲出の選定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成したポスターをいう。

(広告の掲出場所、規格等)

第3条 広告を掲出する場所、規格、種類、枠数及び広告掲出場所貸付の基準となる額は、別表のとおりとする。

(広告の掲出期間)

第4条 広告を掲出する期間は、原則として1か月を単位とし、募集期間内で広告掲出の申込みのあった期間とする。

なお、広告掲出の開始日及び終了日は、原則として掲出期間内の最初の開庁日及び最後の閉庁日とする。

(広告掲出の範囲及び基準)

第5条 広告を掲出する範囲及び基準については、要綱第5条及び長崎県県有施設広告掲出取扱基準（以下「広告基準」という。）第2条及び第3条の規定を適用する。

(広告掲出の募集)

第6条 広告掲出の募集は、原則として長崎県警察のホームページにより行うものとする。

2 前項の規定による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲出の申込時期及び方法)

第7条 広告の掲出を希望する者（以下「申込者」という。）は、「長崎県運転免許試験場 広告掲出申込書」（様式第1号）により、長崎県警察本部（以下「警察本部」という。）が指定する日までに、警察本部に広告掲出を申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みを行うときは、「誓約書」（様式第2号）を提出しなければならない。

(広告掲出の決定)

第8条 警察本部は、前条の規定により申込みのあった広告について、第5条に定める要件の審査を行い、広告掲出の可否を決定する。

2 前項の規定による審査の結果、同一の希望枠に複数の申込みがあった場合は、次号の選定順位により、掲出広告を決定する。

(1) 希望月の総数が多いもの

(2) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの

3 前項の規定により順位の優劣を判断することができないときは、警察本部において抽選により掲出広告を決定する。

なお、随時募集を行う場合は、先着順とし、申込順に審査を行い、掲出広告の適否を決定する。

4 警察本部は、前各項の規定により掲出する広告を決定したときは、「長崎県運転免許試験場広告掲出決定通知書」（様式第3号）または「長崎県運転免許試験場広告不掲出決定通知書」（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 警察本部は、前条第4項の規定により広告掲出の決定をしたときは、長崎県県有施設の広告枠貸付に関する契約書（様式第5号）を作成し、広告主と契約を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 契約を締結した広告主は、第5条の規定に基づき広告原稿を作成し、警察本部が指定する日までに、警察本部が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 警察本部は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第5条に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲出の方法)

第11条 警察本部は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲出開始日の前日（閉庁日を除く）の16時から17時30分までの間に掲出するものとする。

2 警察本部は、前項の規定により掲出した広告原稿を、原則として広告掲出終了日の16時から17時30分までの間に撤去するものとする。

(広告内容の是正)

第12条 警察本部は、広告掲出後も必要に応じて、広告主に対し内容の是正を求めることができる。

(広告掲出の取り消し)

第13条 警察本部は、要綱第8条各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても、広告主への催促等を行わずに広告掲出の決定を取り消し、又は掲出した広告を撤去し、若しくは広告掲出を一時中止することができる。

2 要綱第8条第6号に規定するやむを得ない事由には、次の各号に掲げる事由を含むものとする。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告掲出場所貸付料を納付しなかったとき。

(2) 広告主が、第10条第3項の規定による修正の求めに応じなかったとき。

(3) 広告主が、要綱又は広告基準若しくは本要領に抵触する事実が判明したとき。

3 警察本部は、第1項の規定により広告掲出を取り消し、又は掲出した広告を撤去し、若しくは広告掲出を一時中止したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付

して通知するものとする。

- 4 第1項の規定による広告掲出の取消し等により、広告主が損害を受けることがあっても、警察本部はその賠償の責めを負わない。

(広告掲出場所貸付料の返還)

第14条 警察本部は、広告掲出の決定後、広告掲出の開始日の前日までに、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲出を取り消したときは、既納の広告掲出場所貸付料を全額返還するものとする。

- 2 警察本部は、広告掲出期間内に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲出することができなかつたときは、当該広告を掲出できなかつた期間が1日未満の場合を除き、掲出できなかつた期間に応じて広告掲出場所貸付料を返還するものとする。ただし、次の各号の事由については月3日間以内を限度とし、貸付料を返還しないものとする。

(1) 掲出場所の補修工事を行う場合

(2) 執務室移転等で掲出場所の養生を行う場合

- 3 前各項の規定により返還する広告掲出場所貸付料には、利息を付さないものとする。

(広告掲出の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、書面により警察本部に申し出なければならない。

- 3 警察本部は前項の規定により、広告掲出の取り下げを受理した場合は、既に広告掲出場所貸付料が納付されているときは、納付済みの広告掲出場所貸付料は広告主に返還しない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、当該広告の内容を変更するときは、原則として2週間前までに警察本部と協議するものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第10条第1項及び第2項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、警察本部と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第19条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟は、長崎地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、警察本部が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月7日から施行する。

別表

場 所	規格・種類	枠数	1 枠当たりの月額料金
長崎県運転免許試験場 1 階ホール	B 2 判 縦 (728mm×515mm) ポスター	3 枠	1 2, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税 相当額を除く)